**博士学位論文の公表等について（確認書）**

博士の学位を授与された者は，学位論文を公表する義務があります。山口大学では，山口大学学術機関リポジトリ（YUNOCA）を通じて公表します。博士学位論文の公表にあたり，下記項目を確認のうえ必要事項を記入してください。

記

（西暦）　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研究科・専攻・コース | 創成科学研究科・　　　　　　　　　　専攻・　　　　　　　　　　コース | |
| 学籍番号 |  |  |
| 氏名 |  | |
| TEL |  | |
| E-Mail |  | |
| 論文名 |  | |

※学位授与後も確実に連絡が取れる連絡先を記入してください。ご記入いただいた個人情報（学籍番号，連絡先等）は，博士学位論文管理業務にのみ使用し，第三者に公開されることはありません。

**１．博士学位論文全文の電子データ公表について**

原則として，博士学位論文は学位授与日の1年以内に公開しなければなりません。ただし，やむを得ない事由がある場合は，本学の承認を得て，学位論文全文に代えて要約を公表することができます。該当する項目を選択・記入してください。なお，公表については必ず事前に指導教員（または主査）と相談してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **公**  **表**  **方**  **法** |  | **博士学位論文の全文を直ちに公表する。**※学位授与後速やかに公表します。 |
|  | **博士学位論文の全文を1年以内に公表する。**※公開可能日に公開します。  直ちに公表できない事由（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  公開可能日（　　　年　　　月　　　日）　※学位授与日から1年以内の日付を記載ください。 |
|  | **やむを得ない事由により，博士学位論文全文は非公表とし，要約を公表する。**  以下から事由を選択してください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | **事**  **由** |  | 立体形状による表現を含む等の理由により，インターネットでの公表ができない。 | |  | 著作権保護，個人情報保護等の理由により，学位授与日から1年を超えて公表できない。 | |  | 学術論文公開前の情報が含まれるため，学位授与日から1年を超えて公表できない。 | |  | その他  事由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |   ・非公表とするためには，本学の承認を得る必要があります。  ・要約文（様式任意）を提出してください（学位論文全文も大学へ提出する必要があります）。  ・非公表事由解消後は，速やかに工学部学務課教務係へ連絡してください。 |

**２．確認事項**※□にチェックを入れてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **確認事項** |  | 博士学位論文に引用する著作物等の使用について，事前に学位申請者から，当該著作物等の著作権者に許諾を得ておくこと。 |
|  | 博士学位論文要旨（様式７号）は，学位授与後３カ月以内に本学学術機関リポジトリにおいて公表されます。 |

【注意事項】

・学位論文全文を直ちに公表することができない場合であっても，学位論文全文のPDFデータは指定された期日までに工学部学務課教務係へ提出する必要があります。

・学位論文全文の公表方法に変更があった場合は，速やかに工学部学務課教務係へご連絡ください。

・一度公表した学位論文を非公表とすることはできません。

・学位論文全文を公表できない事由が解消したときは，速やかに工学部学務課教務係へご連絡ください。

・「博士学位論文の公表等について（確認書）」は，学位論文全文のPDFデータと併せて提出してください。要約公表を希望する方は，これらのデータに加えて要約文（様式任意）も提出してください。

【参考：博士学位論文のインターネット公表について】

山口大学が学位を授与したときは，学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の第八条，第九条及び山口大学学位規則（昭和42年7月11日規則第27号）の第13条及び第14条に基づき，山口大学学術機関リポジトリ（YUNOCA）※において，「学位論文要旨」，「学位論文審査の結果報告書」及び「学位論文の全文」を公表します。

【山口大学学位規則　抜粋】

(論文要旨の公表)

第13条　本学は，博士の学位を授与したときは，学位を授与した日から3月以内に，論文の要旨及び論文審査の結果の要旨を山口大学学術機関リポジトリ(以下「機関リポジトリ」という。)の利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第14条　博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし，当該博士の学位の授与を受ける前に，既に公表しているときは，この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない事由がある場合には，本学の承認を得て，当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において，本学は，その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は，機関リポジトリの利用により行うものとする。

■山口大学学術機関リポジトリ（YUNOCA）

山口大学Webサイト＞附属病院・附属施設等＞その他‐図書館＞山口大学学術機関リポジトリ（YUNOCA）

URL：<http://petit.lib.yamaguchi-u.ac.jp/CrossSearch/>

＜連絡先＞

山口大学工学部学務課教務係

TEL　：0836-85-9010

E-mail：en303@yamaguchi-u.ac.jp

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 大学記入欄 | 学位授与日 | 年　　月　　　日 | 学位記番号 | 創科博　　　第　　　号 |